

2020年9月4日

J Aグループ京都

中国産米混入疑惑報道に関する控訴審判決及び上告について
(第31弾)

2019年12月20日に提起した標記控訴審裁判は、大阪高裁から8月20日に、「控訴棄却」という判決が出されましたが、これを不服として京山及び当グループは、別添の通り9月3日、最高裁判所に上告を行いましたので報告します。

2020年9月4日

関係各位

株式会社 京山
(公 印 省 略)

中国産米混入疑惑報道に関する控訴審判決及び上告について
(第25報)

2019年12月20日に提起した当社のダイヤモンド社に対する控訴審裁判は、大阪高裁から8月20日に「控訴棄却」という判決が出されました。

裁判で当社は、①第1審では「被告らが同位体研究所の判別結果が信頼に足りるものであると考えたことに合理性があるから、真実と信ずるにつき相当な理由がある」としたものの、被告らはそれにかかる裏付け取材を全くしていないこと、②そのことは、慎重な裏付け取材を要求する最高裁の態度と相容れず、これまで蓄積された判例とも整合しないこと、の2点を主な争点にして参りました。

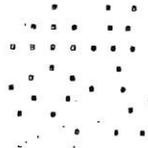
しかしながら今回の判決では、真実相当性については1審の判決理由を繰り返したうえ、裏付け取材をしていないことの指摘は失当、として原判決を支持し、控訴を棄却しました。

裁判で一貫して訴えて参りましたが、当社らは、被告らが検査依頼した同位体研究所のほかに、信頼性の高い日本穀物検定協会やビジョンバイオ株式会社にも同じ米の検査を依頼し、いずれも「国産米」との結果を得ております。また、農水省が行った検査でも混入の事実は認められないとの結果を得ております。

このことから、今回の判決は到底理解できるものではありません。

そこで当社は、更に最高裁判所へ公正な判断を仰ぐべく9月3日に上告を行いました。

これまでご支援いただいた皆様方にお礼方々報告申し上げますとともに、引き続きご理解・ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



令和2年8月20日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和2年(ネ)第150号 謝罪広告等, 損害賠償請求控訴事件 (原審・京都地方裁判所平成29年(ウ)第451号 [第1事件], 同第453号 [第2事件], 同第3008号 [第3事件])

口頭弁論の終結の日 令和2年6月18日

判 決

京都市伏見区横大路鉞ノ本46番地

控 訴 人

株 式 会 社 京 山

(以下「控訴人京山」という。)

同代表者代表取締役

林 正 和

京都市南区東九条上殿田町26番地

控 訴 人

京 都 府 農 業 協 同 組 合 中 央 会

(以下「控訴人JA京都中央会」という。)

同代表者代表理事

牧 克 昌

東京都千代田区大手町1丁目3番1号

控 訴 人

全 国 農 業 協 同 組 合 連 合 会

(以下「控訴人JA全農」という。)

同代表者代表理事

山 崎 周 二

京都府亀岡市余部町天神又2番地本館

控 訴 人

京 都 農 業 協 同 組 合

(以下「控訴人JA京都」という。)

同代表者代表理事

大 槻 松 平

上記4名訴訟代理人弁護士

中 川 泰 臣

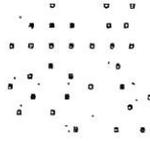
同

井 越 大 輔

東京都渋谷区神宮前6丁目12番17号

被 控 訴 人

株 式 会 社 ダ イ ヤ モ ン ド 社



(以下「被控訴人ダイヤモンド社」という。)

同代表者代表取締役 石 田 哲 哉
東京都渋谷区神宮前六丁目12番17号 株式会社ダイヤモンド社内

被 控 訴 人 鹿 谷 史 明

(以下「被控訴人鹿谷」という。)

東京都渋谷区神宮前六丁目12番17号 株式会社ダイヤモンド社内

被 控 訴 人 浅 島 亮 子

(以下「被控訴人浅島」という。)

東京都渋谷区神宮前六丁目12番17号 株式会社ダイヤモンド社内

被 控 訴 人 千 本 木 啓 文

(以下「被控訴人千本木」という。)

東京都墨田区太平1-10-12-606

被 控 訴 人 田 中 博

(以下「被控訴人田中」という。)

上記5名訴訟代理人弁護士 浅 倉 隆 顕

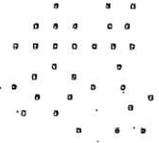
主 文

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人ダイヤモンド社は、被控訴人ダイヤモンド社が提供するインターネットウェブサイトDIAMOND ONLINE内の記事 (<http://diamond.jp/articles/-/117642>) を削除せよ。
- 3 被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島及び被控訴人千本木は、連帯して、被控訴人ダイヤモンド社の発行する週刊ダイヤモンドに原判決別紙謝罪広告文



案記載の謝罪広告を、見出し及び被控訴人ダイヤモンド社の社名は3号活字をもって、その他は4号活字をもって1回掲載せよ。

4 被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島及び被控訴人千本木は、連帯して、被控訴人ダイヤモンド社が提供するインターネットウェブサイトのトップページ (<http://dw.diamond.ne.jp/>) に、原判決別紙謝罪広告文案記載の謝罪広告を、見出し及び被控訴人ダイヤモンド社の社名は3号活字をもって、その他は4号活字をもって掲載開始の日から1年間掲載せよ。

5 被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島及び被控訴人千本木は、控訴人京山に対し、各自1100万円及びこれに対する平成29年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

6 被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島及び被控訴人千本木は、控訴人J A 京都中央会に対し、各自1100万円及びこれに対する平成29年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

7 被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島及び被控訴人千本木は、控訴人J A 全農に対し、各自1100万円及びこれに対する平成29年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

8 被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島及び被控訴人千本木は、控訴人J A 京都に対し、各自1100万円及びこれに対する平成29年2月13日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

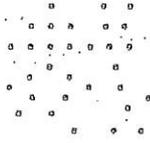
9 被控訴人らは、控訴人京山に対し、各自6億4560万6745円並びにこれに対する被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島、被控訴人千本木及び被控訴人田中については平成29年2月10日から、被控訴人鹿谷については同年1月10日から、各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2. 事案の概要

1 本件は、控訴人京山（米の販売会社）、控訴人J A 京都中央会、控訴人J A 全農及び控訴人J A 京都（以下、控訴人京山を除く控訴人らを併せて「控訴人

J.A京都中央会ら」という。)が、被控訴人ダイヤモンド社の発行する週刊誌「週刊ダイヤモンド」(以下、単に「週刊ダイヤモンド」という。)第105巻7号(平成29年2月13日発売)に掲載された「告発スcoop 産地偽装疑惑に投げ売りも J.Aグループの深い闇」と題する原判決別紙記事(以下「本件記事」という。)及び被控訴人ダイヤモンド社が提供するウェブサイトDIAMOND ONLINE(以下「ダイヤモンドオンライン」という。)に掲載された本件記事と同旨の記事(以下、「本件ウェブ記事」といい、本件記事と併せて「本件各記事」という。)について、本件各記事が、① 控訴人京山が自らの販売する米に意図的に中国産米を混入したという事実、② 控訴人J.A京都中央会らが控訴人京山の株主としての立場等でこれに関与したという事実を摘示し、控訴人らの名誉を棄損したと主張して、被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人鹿谷(被控訴人ダイヤモンド社の代表取締役)、被控訴人浅島(本件記事のデスク)、被控訴人千本木(本件記事の執筆者)及び被控訴人田中(週刊ダイヤモンドの編集長)に対し、以下の各請求をした事案である。

- (1) 控訴人らの、被控訴人ダイヤモンド社に対する、民法723条に基づく、本件ウェブ記事の削除並びに週刊ダイヤモンド及びダイヤモンドオンラインへの謝罪広告の掲載請求(第1事件、第2事件)
- (2) 控訴人らの、被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島及び被控訴人千本木に対する、不法行為(民法709条、同法710条及び同法715条)に基づく、各控訴人につきそれぞれ1100万円(慰謝料1000万円及び弁護士費用100万円)及びこれに対する平成29年2月13日(上記発売日)から各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払請求(第1事件、第2事件)
- (3) 控訴人京山の、被控訴人ダイヤモンド社、被控訴人浅島、被控訴人千本木及び被控訴人田中に対しては不法行為(民法709条、同法710条及び同法715条)に基づく、被控訴人鹿谷に対しては会社法429条1項に基づ



く、6億4560万6745円（逸失利益5億4442万9581円，調査費用4317万7164円，弁護士費用5800万円）及びこれに対する被控訴人鹿谷を除く被控訴人らについては平成29年2月13日から，被控訴人鹿谷については同年11月10日（訴状送達の日翌日）から，各支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の連帯支払請求（第3事件）

2 原審は，控訴人らの請求をいずれも棄却したので，これを不服として，控訴人らが本件各控訴を提起した。

3 前提事実，争点及び当事者の主張は，後記4に当審における控訴人らの補充主張を加えるほかは，原判決3頁26行目から18頁25行目までに記載のとおりであるから（ただし，原判決9頁19行目の「2」を「3」に改める。），これを引用する。

4 当審における控訴人らの補充主張

同位体研究所は農水省の受託機関ではあるが，農水省は定期的を実施する立入検査の対象を絞り込むためのふるい分けの手段として同位体研究所を利用しているにすぎない。一般的に，本件のような理化学的分析方法による産地判別は，誤判別を完全に排除することは難しいため，現場では疑わしいものをふるい分けるためのスクリーニング法として利用されているが，同位体研究所の検査は，これと異なる評価を得ているものではないから，その判別精度が92.8%であったとしても，検証不要な程度の信頼性を有するものとはいえない。また，理化学的分析方法による産地判別は，たとえその判別モデルの精度が高精度であったとしても，ばらつきや再現性の確認が必須であるところ，本件においてそのような確認はされていないから，やはり検証不要な程度の信頼性を有するものとはいえない。このように，同位体研究所の判別結果は，捜査当局の公式発表や刑事判決の事実認定と同程度の信頼性を有するものではないから，控訴人京山が販売した米に中国産米が混入していたとの摘示事実が真実であると信じたことについて相当な理由があるというためには，被控訴人らにおいて

可能な限りの裏付け取材をしたことを主張・立証しなければならないというべきである。

本件においては、① 控訴人京山の担当者が、被控訴人千本木に対し、中国産米混入の事実を否定した上で、そのための取材にも応じると述べていたこと、② 同位体研究所自身が、そのホームページにおいて、判別結果は確実でないから別ロットでの再現性の確認や同一ロットでのばらつきを検証するなどの注意が必要である旨記載していること、③ 平成25年度から平成27年度までSBS米の入札がなく、搗精日である平成29年1月5日には日本国内に主食用の中国産米短粒種は流通していなかったのであり、控訴人京山が精米・販売した米3種（本件滋賀米、本件京都丹後米及び本件魚沼米）に中国産米が混入している可能性は極めて低い客観的状況にあったこと、④ 本件報告書には、判別得点が0より大きい場合は外国産、0より小さい場合は国産との記載があるが、他方で、本件魚沼米について、判別得点（-0.49）は0より小さいにもかかわらず、10粒中4粒が外国産と判別された旨の記載があり、本件京都丹後米についても、判別得点（-1.94）は0より小さいにもかかわらず、10粒中3粒が外国産と判別されたとの記載があり、両記載の相互関係について疑問が生じること、⑤ 判別分析の判別結果の確かさを見積もるには、判別モデルの妥当性の確認のほか、正確に定量分析ができることの確認が必要であるところ、同位体研究所の判別分析についてはその確認がされていないこと、⑥ 同位体研究所のデータベースは、国内産米との判別が難しいもの（外国産1）を恣意的に除外しており、未知の検体に対する判別結果の確かさは不明というべきであることなど、同位体研究所の判別結果に疑念を生じる事情があったのに、被控訴人らはこれらについて可能な限りの裏付け取材を行っていない。そして、控訴人京山が販売した米に中国産米が混入していたとの摘示事実が確実でない段階で控訴人らの産地偽装疑惑を報道する必要性はなかったことや、表現の態様が摘示事実の不確かさに見合うものになっていないことなどにも照

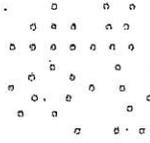
らせば、被控訴人らにおいて上記摘示事実を真実と信ずるについて相当の理由があるということとはできない。

第3 当裁判所の判断

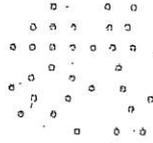
1 当裁判所も、控訴人らの請求はいずれも理由がないものと判断する。

その理由は、次のとおり補正し、当審における控訴人らの補充主張に対する判断を後記2のとおり加えるほかは、原判決の「事実及び理由」中の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。

- (1) 原判決20頁4行目の「E」を「F」に改める。
- (2) 原判決21頁18行目から19行目にかけての「本件魚沼産米」の次に「I」を加える。
- (3) 原判決23頁5行目の「証拠のほか、」の次に「乙61、」を加える。
- (4) 原判決24頁1.4行目末尾に「なお、上記委託事業の仕様書には、契約締結後に「判別関数の精度」を含む原産地判別の妥当性の結果に加えて、分析法の妥当性の確認結果等についても農水省の担当者から所要の確認を受けることとされていた。」を、25行目の「乙9」の次に「I、5-4」をそれぞれ加える。
- (5) 原判決26頁25行目の「産地判別検査は農水省からの受注が中心で」を「受注は官公庁が主体であるが、その中でも農水省が中心で」に改める。
- (6) 原判決27頁1行目末尾に「民間については、大手食品メーカー、大手スーパーマーケット等の、主に産地偽装対策としての産地判別調査が多い。」を加える。
- (7) 原判決30頁7行目末尾に「なお、乙34報告書及び本件報告書には、判別精度について、あらかじめ由来素性の明確な検体値を、判別分析において、正しく由来素性を判別できる的中率である旨が記載されていた。」を加える。
- (8) 原判決32頁2行目及び18行目の各「JA京都」をいずれも「JA全農（京都本部）」に改める。



- (9) 原判決36頁11行目の「本件魚沼産米」の次に「) 」を加える。
- (10) 原判決37頁12行目の「本件京都丹波米」を「本件京都丹後米」に改める。
- (11) 原判決38頁6行目末尾に「なお、本件滋賀米の粒8については、外国産2との対比で外国産米と判定されたものの、判別得点が判別境界に近い結果であったことから、外国産1との対比による再検査・再分析をした結果、やはり外国産と判定され、検査結果が妥当と判定された経過があったが、それ以外のサンプルについては、外国産2による判別得点が判別境界に近いとは認められなかったため、同位体研究所は、その判別結果の信頼性が高いと判断したものと認められる(乙59, 61)。」を加え、14行目の「原告京山」を「控訴人J A京都中央会」に、17行目から18行目にかけての「本件京都丹波米」を「本件京都丹後米」にそれぞれ改める。
- (12) 原判決39頁3行目の「被告千本木は」から5行目の「認定事実カ(ア)」までを「被控訴人千本木は、判別精度の意味について、「国産の米を国産と、外国産2の米を外国産2と判別する割合」とまで認識していたわけではないが、遅くとも本件報告書を受領した時までには、本件報告書に記載のとおり、「あらかじめ由来素性の明確な検体値を、判別分析において、正しく由来素性を判別できる的中率」である旨の認識を有していたものと認められる(前記認定事実カ(ア)i)。」に、6行目の「同位体研究所が」から8行目の「受注していること等」までを「同位体研究所が、国内最大規模の産地判別検査機関であり、各食品の膨大なデータを蓄積することで、他社にはない産地判別基礎データを保有することにより高い精度を維持できていること、受注は官公庁が主体であるが、その中でも農水省が中心で、同省に対し判別精度が9割以上であることの結果を示した上で、同省の産地表示適正化対策委託事業を安定的に受注しているほか、都道府県の警察関係から押収品の鑑定調査の受注を受けることもあり、民間の大手食品メーカー、大手スーパーマーケット等からも、主に産地偽装対策としての産地判別調査を受注していること



など」に、12行目の「本件京都丹波米」を「本件京都丹後米」にそれぞれ改める。

(13) 原判決40頁13行目の「判別」から15行目の「認められないこと」までを「本件滋賀米の粒8を除き、判別得点が判別境界に近いとは認められず、同位体研究所が、再検査をすることなく判別結果の信頼性が高いものと判断した(上記粒8については、再検査・再確認の結果、検査結果が妥当と判断した)こと(乙59, 61)」に改める。

(14) 原判決41頁16行目の「ウ」を「エ」に、20行目の「4」を「5」にそれぞれ改める。

(15) 原判決42頁12行目の「5」を「6」に、21行目の「6」を「7」にそれぞれ改める。

(16) 原判決43頁2行目の「7」を「8」に改める。

2 当審における控訴人らの補充主張に対する判断

(1) 控訴人らは、農水省は定期的を実施する立入検査の対象を絞り込むためのふるい分けの手段として同位体研究所を利用しているにすぎず、その判別結果は捜査当局の公式発表や刑事判決の事実認定と同程度の信頼性を有するものではないところ、本件においては同位体研究所の判別結果に疑念を生じる事情(① 控訴人京山の担当者が、被控訴人千本木に対し、中国産米混入の事実を否定した上で、そのための取材にも応じると述べていたこと、② 同位体研究所自身が、そのホームページにおいて、判別結果は確実でないから別ロットでの再現性の確認や同一ロットでのばらつきを検証するなどの注意が必要である旨記載していること、③ 平成25年度から平成27年度までS.B.S米の入札がなく、搗精日である平成29年1月5日には日本国内に主食用の中国産米短粒種は流通していなかったのであり、控訴人京山が精米・販売した米3種〔本件滋賀米、本件京都丹後米及び本件魚沼米〕に中国産米が混入している可能性は極めて低い客観的状況にあったこと、④ 本件報告

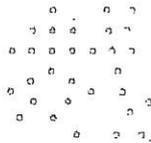
書には、判別得点が0より大きい場合は外国産、0より小さい場合は国産との記載がある一方、本件魚沼米について、判別得点は0より小さいにもかかわらず10粒中4粒が外国産と判別された旨の記載があり、本件京都丹後米についても、判別得点は0より小さいにもかかわらず10粒中3粒が外国産と判別された旨の記載があり、両記載の相互関係について疑問が生じること、⑤ 判別分析の判別結果の確かさを見積もるには、判別モデルの妥当性の確認のほか、正確に定量分析ができることの確認が必要であるところ、同位体研究所の判別分析についてはその確認がされていないこと、⑥ 同位体研究所のデータベースは、国内産米との判別が難しいもの〔外国産1〕を恣意的に除外しており、未知の検体に対する判別結果の確かさは不明というべきであることなど）があったにもかかわらず、被控訴人らにおいて可能な限りの裏付け取材を行っていないことなどに照らせば、本件摘示事実2を真実と信ずるについて相当の理由があるということとはできない旨主張する。

(2) しかしながら、前記1で補正の上引用した原判決の「第3 争点に対する判断」中の4(2)ウ(イ) (原判決38頁～39頁) に説示のとおり、被控訴人らは、控訴人京山が精米・販売していた米3種 (本件滋賀米、本件京都丹後米及び本件魚沼米) について、各10粒を同位体研究所で検査した結果、本件滋賀米については10粒中6粒が、本件京都丹後米については同3粒が、本件魚沼米については同4粒が外国産 (中国産) であると判別されたことに加え、同位体研究所による米の産地分析の判別精度 (国産の米を国産と、外国産2の米を外国産2と判別する割合) が92.8%であること (被控訴人千本木は、判別精度の意味について、「国産の米を国産と、外国産2の米を外国産2と判別する割合」とまで認識していたわけではないが、遅くとも本件報告書を受領した時までには、本件報告書に記載のとおり、「あらかじめ由来素性の明確な検体値を、判別分析において、正しく由来素性を判別できる的中率」である旨の認識を有していたものと認められる。); さらに、被控訴

人千本木があらかじめ同位体研究所について調査により入手していた情報（同位体研究所が、国内最大規模の産地判別検査機関であり、各食品の膨大なデータを蓄積することで、他社にはない産地判別基礎データを保有することにより高い精度を維持できていること、受注は官公庁が主体であるが、その中でも農水省が中心で、同省に対し判別精度が9割以上であることの結果を示した上で、同省の産地表示適正化対策委託事業を安定的に受注しているほか、都道府県の警察関係から押収品の鑑定調査の受注を受けることもあり、民間の大手食品メーカー、大手スーパーマーケット等からも、主に産地偽装対策としての産地判別調査を受注していることなど）等を踏まえ、同位体研究所による上記判別結果は信頼に足りるものと考えたものであって、そのように考えたことには合理性があるといえるから、被控訴人らにおいて、同位体研究所による上記判別結果を信頼し、控訴人京山が販売した米（本件滋賀米、本件京都丹後米及び本件魚沼米）に外国産米（中国産米）が混入していた事実（本件摘示事実2）が真実であると信じたことには相当な理由があるというべきである。

(3) 控訴人らは、本件では同位体研究所の判別結果に疑念を生じる事情が種々（① 控訴人京山の担当者の対応、② 同位体研究所のホームページに記載された注意書き、③ 中国産米混入の可能性〔SBS米との関係〕、④ 本件報告書内の記載の相互関係、⑤ 定量分析の正確性の確認、⑥ 一部資料のデータベースからの恣意的除外）あったにもかかわらず、被控訴人らにおいて可能な限りの裏付け取材を行っていない旨を指摘するが、次のとおり、いずれも失当である。

① 控訴人京山は中国産米混入の事実を疑われている当事者であるから、その担当者が当該事実を否定し取材にも応じると述べていたからといって、そのことから直ちに本件の判別結果に疑念が生じるものということとはできないというべきである。



② 同位体研究所のホームページには「国産・輸入判別検査において、表示と異なる産地と判別された場合は、農産物のロットごとのばらつきも考慮し、別ロットでの確認検査の実施を推奨する」旨の記載があるが（甲144）、前記1で補正の上引用した原判決の「第3 当裁判所の判断」中の4(2)ウ(ウ)（原判決39頁～40頁）に説示のとおり、本件では当初の検査において各10粒を検査しており、それぞれが別の個体であるから、当初から複数個体を検査したのと同視することができること、どの10粒をサンプルとするかによって外国産（中国産）と判別される米の混合割合は異なり得るから、全体として「外国産」か「国産」かを判別するという意味においては、複数の異なるサンプルで検査した上で混合割合の平均を取るなどして正確性を担保することが望ましいということとはできるとしても、本件のように検査をした米10粒中の6粒が外国産（中国産）と判別された場合、他のサンプルを検査したからといって、それによって外国産（中国産）米が混入していたとの判別結果自体の信用性が高められたり減殺されたりする関係にはないこと、加えて、本件滋賀米の粒8を除き、判別得点が判別境界に近いとは認められず、同位体研究所が、再検査をすることなく判別結果の信頼性が高いものと判断した（上記粒8については、再検査・再確認の結果、検査結果が妥当と判断した）ことなどからすれば、被控訴人千本木が別ロットでの確認検査を依頼しなかったからといって、本件摘示事実2を真実であると信じるについて相当な理由がなかったということとはできない。

③ SBS米（中国産短粒種）については、前記1で補正の上引用した原判決の「第3 当裁判所の判断」中の4(2)ウ(ウ)（原判決41頁）に説示のとおり、平成26年度及び平成27年度には輸入がなかったものであるが、被控訴人らが同事実を認識していたとは認められない上、同事実のみでは本件当時に中国産米を混入することが不可能であったとまでいうことはで

きないから、同事実があるからといって、本件摘示事実2を真実であると信じるについて相当な理由がなかったということとはできない。

- ④ 本件報告書(乙35)には、判別得点が0より大きい場合は外国産、0より小さい場合は国産との記載がある一方で、本件魚沼米について「判別得点は-0.49で、10粒中4粒が外国産と判別された」旨の記載があり、本件京都丹後米についても「判別得点は-1.94で、10粒中3粒が外国産と判別された」旨の記載がある。これは、各検体10粒について、1粒ごとに検査を行って、安定同位体比値を算出し判別得点を求めて外国産か国産かを判別した結果を記載するとともに、10粒の判別得点の平均値を記載したものと認められるところ(乙59、60、原審証人塙章調書6頁～8頁・25頁～26頁)、上記のような本件報告書の記載のみからは、判別得点が0より小さい本件魚沼米及び本件京都丹後米について、なぜ10粒中4粒ないし3粒が外国産と判別されるのかが、不明確であるといえなくもない。もともと、この点は、説明の詳しさや表現の分かり易さの問題にすぎないのであり、判別結果の正確性や信頼性などに疑念を生じる事情となり得るものではないというべきである。
- ⑤ 前記1で補正の上引用した原判決の「第3 当裁判所の判断」中の4(1)イイ(原判決24頁)に説示のとおり、同位体研究所が農水省から産地表示適正化対策委託事業を受託するに際しては、判別関数(判別モデル)の妥当性の確認に加え、分析法の妥当性の確認結果等についても担当者の確認を受けることとされており、同位体研究所の判別分析については、正確に定量分析がされることについても一定の確認がされているというべきである。
- ⑥ 同位体研究所のデータベースは、国産、外国産1及び外国産2から成っているところ、まず外国産2のデータベースにより判別を行い、その検査の結果、判別境界に近い結果が得られたものについて、更に外国産1のデ

データベースとの対比で再分析を行うという手順で検査を行っているのであり、外国産1の資料を恣意的に検査から除外したものではない(乙54, 55)。

(4) 控訴人らは、上記のほかにも、本件摘示事実2を真実と信ずるについて相当の理由があるということとはできない事情として、本件摘示事実2が確実でない段階で控訴人らの産地偽装疑惑を報道する必要性はなかったことや、表現の態様が摘示事実の不確実さに見合うものになっていないことなどを指摘するが、これらの指摘を踏まえて検討しても、前記の判断は左右されない。

(5) したがって、控訴人らの前記主張は、採用することができない。

第4 結 論

以上によれば、控訴人らの請求はいずれも理由がないから棄却すべきであり、これと同旨の原判決は相当である。

よって、本件各控訴はいずれも理由がないから棄却することとして、主文のとおり判決する。

大阪高等裁判所第5民事部

裁判長裁判官 太 田 晃 詳

裁判官 木 太 伸 広

裁判官 河 本 寿 一

これは正本である。

令和2年8月20日

大阪高等裁判所第5民事部

裁判所書記官 杉本 栄 二





上告状兼上告受理申立書

令和2年9月3日

最高裁判所 御中

上告人兼上告受理申立人ら訴訟代理人

弁護士 中 川 泰 臣



同 井 越 大 輔



〒612-8295 京都市伏見区横大路鉾ノ本46番地

上告人（第1事件及び第3事件原告、控訴人） 株式会社京山

上記代表者代表取締役 林 正 和

〒601-8003

京都市南区東九条西山王町1番地

上告人（第2事件原告、控訴人） 京都府農業協同組合中央会

上記代表者代表理事 牧 克 昌

〒100-6832

東京都千代田区大手町1丁目3番1号

上告人（第2事件原告、控訴人） 全国農業協同組合連合会

上記代表者代表理事 山 崎 周 二

〒621-0806

京都府亀岡市余部町天神又2番地本館

上告人（第2事件原告、控訴人）

京都農業協同組合

上記代表者代表理事

大 槻 松 平

〒604-0845

京都市中京区烏丸御池上る東側二条殿町541 泰宏ビル2階

弁護士法人小西綜合（送達場所）

電 話075-255-3333

FAX075-223-3333

上告人ら訴訟代理人弁護士（個人受任）

井 越 大 輔

同

中 川 泰 臣

〒150-8409

東京都渋谷区神宮前六丁目12番17号

被上告人（第1事件乃至第3事件被告、被控訴人）株式会社ダイヤモンド社

上記代表者代表取締役

石 田 哲 哉

〒150-8409

東京都渋谷区神宮前六丁目12番17号（就業先）

被上告人（第1事件乃至第3事件被告、被控訴人）浅 島 亮 子

〒150-8409

東京都渋谷区神宮前六丁目12番17号（就業先）

被上告人（第1事件乃至第3事件被告、被控訴人）千 本 木 啓 文

〒236-0057

横浜市金沢区能見台二丁目4番地3

被上告人（第3事件被告、被控訴人）

鹿谷史明

〒130-0012

東京都墨田区大平1-10-12-606

被上告人（第3事件被告、被控訴人）

田中博

謝罪広告等請求上告事件

訴訟物の価額 6億9076万6745円

貼用印紙額 金418万6000円

上記当事者間の大阪高等裁判所令和2年（ネ）第150号について令和2年8月20日に言い渡された下記判決は、不服であるから上告及び上告受理申立する。

第1 原判決の表示

- 1 本件各控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人らの負担とする。

第2 上告・上告受理申立の趣旨

- 1 本件上告を受理する。
- 2 原判決を破棄し、さらに相当の裁判を求める。

第3 上告・上告受理申立の理由

おって、上告理由書を提出する。

付属書類

上告状兼上告受理申立書副本 5通

訴訟委任状 4通

資格証明書

5通

以上